

議 事 録

令和4年6月6日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和4年第6回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年6月6日(月) 13時19分から14時09分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名:

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第48号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第49号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第51号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第52号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第53号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第9号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 人全員の出席で定足数を満たしており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 4 年第 6 回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は 11 番 廣松久喜委員、12 番 田中 春雄委員にお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 86 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、旧鹿北町のサイレン施設用地だったものを用途廃止を行い、隣接地を耕作している譲受人が農地として耕作するために払下げを受けるものです。

調査書の 1 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 87 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の2ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号88番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、新規就農によるものです。

調査書の3ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号89番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の4ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号90番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の5ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号91番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の6ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号92番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の7ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号93番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書の8ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号94番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書の9ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号95番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の10ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号96番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の11ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号97番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の12ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 98 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 99 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 14 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 100 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 15 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。
以上 15 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明につきまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 86 番から 94 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 86 番から 94 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 95 番及び 96 番を南部地区担当委員

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 95 番及び 96 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 97 番から 100 番を東部地区担当委員

8 番（米岡一利君）

提案番号 97 番から 100 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第46号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第46号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号6番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金再設定によるもので、10年間の使用貸借権設定です。

調査書の16ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号7番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、新規就農によるもので、3年間の使用貸借権設定です。

調査書の17ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上2件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号6番を南部地区担当委員

10番（志方精之君）

提案番号6番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく願います。

○議長（坂本照子君）

提案番号7番を東部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく願います。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第47号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田2筆計1,493㎡を共同住宅2棟に転用する案件です。なお、申請地は、一部を駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑415㎡に宅地803㎡を合わせて農家住宅に転用する案件です。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上2件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号9番から10番を南部地区担当委員

3番 (森喜代輝君)

提案番号8番から9番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第48号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第48号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

当初転用者は個人で、昭和47年に貸家を建てる目的で許可を受け、造成まで完了しましたが、許可当時は、水害を受けやすい場所であったため、事業が中断していたもので、事業者及び事業内容を変更するものです。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第49号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第49号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 43 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田 2 筆計 466 m²を取得し、貸駐車場として転用する案件です。調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 44 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 476 m²を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 45 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆 347 m²を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 46 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 2 筆計 840 m²を取得し、宅地分譲地 4 区画に転用する案件です。調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 47 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 1.48 m²を取得し、宅地の一部として転用する案件です。なお、土地の境界として設置したコンクリートブロックが、農地側にはみ出ていることが判明した事によるもので、その経緯について、始末書の提出があり追認での許可となります。調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 48 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 17 m²を取得し、既存の住宅への進入路を拡張する案件です。調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 49 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 490 m²を取得し、農機具用のガレージとして転用する案件です。調査書の 36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 50 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 633 m²を取得し、一般個人住宅及び店舗に転用する案件です。調査書の 38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 43 番から 49 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 43 番から 49 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 50 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 50 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 49 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 50 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 50 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 15 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 16 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

いずれも、5 月 17 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っております。

なお、提案番号 16 番に係る調査内容については、調査書 40 ページに記載のとおりで農業経営基

盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第51号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定37件、その面積は54,959㎡でございます。

提案番号103番から提案番号109番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、大豆・麦を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書41ページに記載のとおりでございます。

提案番号110番から提案番号111番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書42ページに記載のとおりでございます。

提案番号112番の申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書43ページに記載のとおりでございます。

提案番号113番から提案番号115番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・WCS・イタリアンを作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書44ページに記載のとおりでございます。

提案番号116番から提案番号117番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・WCS・イタリアンを作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 45 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 118 番から提案番号 120 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・麦を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 46 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 121 番から提案番号 122 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・麦・大豆・WCS 等を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書については、別紙調査書 47 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

提案番号 123 番から提案番号 125 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・米粉用米・大麦を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 48 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 126 番から提案番号 128 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・WCS・米粉用米等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 49 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 129 番の申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・麦、WCS を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 50 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 130 番から提案番号 131 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・WCS・イタリアンを作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 51 ページに記載のとおりでございます。

ただいま説明しました提案番号 103 号から提案番号 131 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 51 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 52 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第 52 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 2 件でその面積は、3,089 m²でございます。

提案番号 102 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、水稻、スイカ、キュウリを作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 52 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 103 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、水稻、麦を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 53 ページに記載のとおりでございます。

ただいま説明しました提案番号 102 号から提案番号 103 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 52 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 53 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 53 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 13～16 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

現地の状況につきましては、別紙 2 の「現地写真・土地利用計画図」の 23～24 ページに掲載のとおりで、周囲を山林に囲まれた傾斜地にある隣接する農地で、自然発生した雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年4月に届出がありました件数は16件、筆数の合計は81筆、面積の合計は75,697㎡でございます。詳細につきましては、46～47ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第9号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第6回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

11番 農業委員

広松久喜

12番 農業委員

田中春雄